

公共施設運営検討事項について

1 宇治市公共施設運営検討委員会

■平成18年10月に以下の委員により設置

- (1)学識経験者
- (2)公の施設の管理運営について専門的知識を有する者
- (3)市職員

■前回の設置の背景・目的

- ・平成15年6月の地方自治法の改正による指定管理者制度の創設
- ・平成18年4月1日から指定管理者による管理を開始



- ・次期指定期間時期(平成22年度)を考慮し平成19年度中目途に議論
 - ・指定管理者制度導入可否
 - ・指定管理者の選択方法
 - ・管理運営における改善策

検討ポイント



宇治市公共施設運営検討事業報告書として取りまとめ

■この間の指定管理に関する改善事項

- ・指定管理者における減免の取扱い
 - －使用料の減免について、市長への事前の減免申請及び市長による減免決定が可能な減免項目等を除き、現在定めている減免後の使用料を減免ではなく使用料として設定。
- ・使用許可の取扱い
 - －利用者の利便性や事務手続きの流れなど検討の結果、条例及び基本協定に指定管理者の使用許可を行わせることができるように規定。公印使用についても指定管理者が許可する印へ変更。

■今回の公共施設運営検討委員会

- (1)学識経験者
- (2)公の施設の管理運営について専門的知識を有する者

- ・これまでの懸案事項を進めるために指針の改定を含めた検討を実施

▼ 指定管理者制度の検討の視点

さらなる市民サービスの向上や管理運営経費の削減に向けた
効果的・効率的な施設管理

② 検討のポイント

利用料金制度の導入検討

- ・ 利用料金を指定管理者の収入とすることで、指定管理者のインセンティブを高め、自主的な経営努力を促す。
- ・ 指定管理者の自主的な経営努力により、利用者数の増加及び施設の管理運営経費の削減を図る。
- ・ 指定管理者の独自財源を確保し、民間事業者である公社の柔軟な発想や施設管理のノウハウの活用により、サービスの質の向上を図る。

指定管理者の選定手法検討(公募・非公募・直営)

- ・ 「公の施設の管理運営形態について」を基本に次回指定期間における選定手法の検討を図る。

▽非公募により指定管理者を選定する施設の公募の検討

各法人の設立目的等に基づく公益性・公共性の高い事業の展開及び高齢者雇用の観点を踏まえて検討

- ・ 文化会館 ・ 植物公園 ・ 黄檗公園 ・ 西宇治公園 ・ 東山公園
- ・ 巨椋ふれあい運動ひろば ・ 総合野外活動センター ・ 自転車等駐車場

▽直営から指定管理者制度導入等を含めた管理運営形態の検討

今後の制度導入に向けて管理運営形態の検討

- ・ 産業振興センター ・ 図書館 ・ 源氏物語ミュージアム ほか

「公の施設の管理運営形態について」において、引き続き管理運営形態の検討を行う施設と定めている施設を対象